

平成31年(ワ)第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠説明書 (甲A号証)

2020年8月3日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加藤 丈晴

同 弁護士 網森 史泰

同 弁護士 須田 布美子

同 弁護士 皆川 洋美

同 弁護士 上田 文雄

同 弁護士 林 拓哉

同 弁護士 高橋 友佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 306	意見書	写し	2020年 8月3日	広島修道大学 教授 河口和 也	<p>ヨーロッパにおいて、19世紀末以前には、同性同士の性的行為は、ソドミーの一部とされ、習慣的にはタブーとされていたこと。その後同性愛の「病理化」言説が広まり、「同性愛は病気である」という考え方が社会に広く共有されるに至ったこと。しかし、これに異を唱えるアルフレッド・キンゼイらによる研究成果が、当時の社会における人々の同性愛者に対する見方を変え、同性愛者に対する偏見やステイグマを変更するのに貢献したこと。</p> <p>アメリカ合衆国では、同性愛をめぐる多くの裁判が闘われてきており、裁判所は、社会の実情や状況を知り、さらに新たな学問的知見を採り入れることにより、従来の異性愛規範とは距離を取り、偏見や偏向のより少ない判断を下すようになったこと。</p> <p>現在、世界の多くの国々において、性的指向や性自認が人権の問題としてみなされ、同性婚が認められるようになったのは、長い歴史をとおして、こうした同性愛者やそうした人びとを支える人たちの社会に対する働きかけや取り組みがなされた結果であること。</p>
甲A 307	意見書	写し	2020年 8月3日	中京大学教養 教育研究院教 授 風間孝 筑紫女学園大 学現代社会学 部准教授 赤 枝香奈子	<p>現行民法および戸籍法成立時に同性カップルの権利が保障されなかったことの背景に、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」とする異性愛規範が背景にあったこと。</p> <p>1946年当時、同性カップルの権利が保障されなかった背景として存在していた異性愛規範が、現在においてはその正当性が否定されていること。</p>